

富里市公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市長が契約を締結する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項の規定による前金払を行う場合の取扱いについて、富里市財務規則（昭和63年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の適用基準等)

第2条 公共工事（以下「工事」という。）の前金払は、次表左欄に掲げる工事について行うことができるものとし、前金払の割合等及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工事の種類	割合等	充当することができる経費
1 工事 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	契約金額の4割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
2 設計又は調査 1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
3 測量 1件の契約金額が500万円以上の測量	契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払

		運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
<p>4 機械類の製造</p> <p>ア 契約金額が、3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（以下「工事用機械類」という。）の製造</p> <p>イ 当該契約中に単価1,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合</p>	<p>契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。</p>	<p>当該工事用機械類の製造に必要な経費</p>

2 工事の契約を競争入札に付する場合において、前金払の対象となる工事は、前項の表左欄における「契約金額」の字句を「予定価格」と読み替えて、適用の可否を判断するものとする。

3 前項の規定により、前金払の対象となる工事である場合には、あらかじめ前金払の対象工事であることを入札公告又は通知等に明示しなければならない。

（保証証書の寄託）

第3条 この要領に基づき前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

（前払金の申請等）

第4条 前払金の支払いを受けようとする請負者は、前払金申請書（別記第1号様式）に保証事業会社との前払金保証契約の保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、前払金の額を決定し、請負者に前払金決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 前払金の支払時期は、請求を受けた日から14日以内とする。

（工事の内容の変更に伴う前払金の増減）

第5条 工事の内容の変更その他の理由により、著しく契約金額を増額

した場合は、増額後の契約金額に第2条第1項に規定する割合を乗じて得た額から支払済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前金払をすることができる。

- 2 工事の内容の変更その他の理由により、契約金額を減額した場合においては、支払済の前払金額が減額後の契約金額の10分の5（設計又は調査若しくは測量又は工事中機械類の製造にあつては10分の4）を超えるときは、当該超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りではない。

（保証契約の変更）

- 第6条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

（部分払）

- 第7条 前払金の支払いが行われた工事について部分払をする場合は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、原則として契約金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高金額を乗じて得た額をいう。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 契約金額)

- 2 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払をする場合は、前項の「請負代金相当額」の字句を「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の部分払は、原則として当該工事の既済部分に係る請負代金相当額が、契約金額の10分の3以上あると認められるものについて行うものとする。ただし、当該工事の性質等により部分払が必要と認められる場合は、この規定によらず規則第157条の規定により行うことができるものとする。

（債務負担行為に基づく契約、継続費又は繰越明許費における前金払）

- 第8条 債務負担行為に基づく契約又は継続費における前金払をしようとする場合は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行うことができるものとする。
- 2 前項の場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 第1項	契約金額の4割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。	各会計年度の出来高予定額の4割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。
	契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。	各会計年度の出来高予定額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。
	契約金額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。	各会計年度の出来高予定額の3割以内。ただし、1万円未満の端数は切り捨てとする。
第3条	工事の完成時期	工事の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の末日
第5条	契約金額	各会計年度の出来高予定額
第7条 第1項	請負代金相当額×(9/10 - 前払金額/契約金額)	請負代金相当額×9/10 - (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) - [請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額+出来高超過額)] ×当該会計年度前払金額/当該会計年度出来高予定額
第7条 第3項	当該工事の既済部分に係る請負代金相当額	当該工事の当該会計年度の出来高に係る請負代金相当額
	契約金額	当該会計年度の出来高予定額

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の工事について年度末に契約する場合又は当該工事に特別の事情がある場合には、当該工事の初年度年割額の範囲内で、第2条第1項の規定により算出した額の前金払をすることができるものとする。

4 繰越明許費に係る契約においては、契約年度において第2条第1項の規定により算出した額の前金払をすることができるものとする。

(義務違反等による前払金の返還)

第9条 前払金の支払いを受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付する

ことができる。

(補則)

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

この要領の制定に伴い、公共工事等に要する経費の前金払等取扱要領(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

前 払 金 申 請 書

年 月 日

富里市長 様

請負者 住 所
氏 名

工事等の前払金を下記のとおり申請します。

記

前払金申請額	金 円
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 期 限	年 月 日
請 負 金 額	金 円

公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした前払金保証証書（原本）を添付すること。

第 2 号様式（第 5 条関係）

富 第 号
年 月 日

前 払 金 決 定 通 知 書

様

富里市長

年 月 日付けで申請のありました前払金については、下記
のとおり決定したので通知します。

記

- 1 前払金決定額 金 円
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 請 負 金 額 金 円